

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）

（第3期）

計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

三重県

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（目次）

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	2
5	現状	2
	(1) 生息環境	2
	(2) 生息状況	3
	(3) 被害状況及び被害防除対策状況	3
	(4) 捕獲状況	7
	(5) その他特記事項	7
	(6) 第2期計画の評価	8
6	管理の目標	9
7	目標を達成するための施策の基本的な考え方	9
	(1) 群れの生息動態把握のための調査の実施	9
	(2) 加害レベルに応じた対策の実施	9
8	捕獲に関する事項	11
	(1) 捕獲オプション	11
	(2) 捕獲オプションの選択条件	12
	(3) 地域実施計画の策定	12
	(4) 捕獲方法等	13
	(5) 有害鳥獣捕獲の推進	13
	(6) 捕獲個体の処理等	14
	(7) 捕獲従事者の確保	14
9	被害防除対策に関する事項	14
	(1) 誘引物となるエサ資源の削減	14
	(2) 緩衝地帯の整備	15
	(3) 効果的な防護柵の設置	15
	(4) 集落ぐるみの追い払い	15
10	生息環境の管理に関する事項	15
11	その他管理に必要な事項	16
	(1) モニタリングの実施	16
	(2) 計画の実施体制	17
	(3) 捕獲に伴う事故・違反の防止	17
12	参考資料	

1 計画策定の目的及び背景

ニホンザルは、本州、四国、九州とその周辺のいくつかの島に生息する日本固有種である。

三重県においては、北部から南部まで広く分布しており、和歌山県から中部山岳地帯まで連続する中部・近畿個体群に位置づけられ、連続するニホンザル群の一部として重要な存在である。

また、ニホンザル等の野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素であることから、県民共通の財産と認識し、次世代に継承していく必要がある。

一方、三重県におけるニホンザルによる農作物の被害は、平成20年度の約1億5千万円をピークに減少傾向にあり、令和2年度は約4千5百万円となったものの、まだ、加害群が多数存在しており、経済的な損失に加え、営農意欲の減退等が農山漁村地域における深刻な問題となっている。

これらのこと踏まえ、三重県では平成26年度に「第1期特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」を策定し、農作物被害額の減少と地域個体群の安定的維持に取り組んできた。また、平成26年5月に公布された改正鳥獣法により、平成27年5月から平成29年3月までを計画期間とした「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（第1期）」を策定、続く平成29年4月から令和4年3月までを計画期間とした「第二期特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（第2期）」を策定し、目標達成に取り組んできた。

その結果、農作物被害額については、第1期計画の目標を達成したものの、第2期計画で取り組んできた加害群については、依然として加害レベルの高い個体群は存在し、人と共生できるレベルまでには至っていないため、引き続き加害レベルの低減に向けて取り組む必要がある。

以上のことから、第2期計画に引き続き、加害群を削減し、地域個体群を安定的に維持することにより、人とニホンザルとの適切な関係を構築することを目的として本計画を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル（以下サルという。）

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

なお、生息状況の変化等に応じて、必要な場合には計画期間内に関わらず計画を変更する。

4 管理が行われるべき区域

県内全域

5 現状

(1) 生息環境

① 地形

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、東西約 80 km、南北約 170km と南北に細長い県土を有し、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帶地域と南側の外帶地域に分けられる。内帶地域は、東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の 700～800 m級の山地・山脈が連なる。一方、外帶地域の東側はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島の東部を形成し、西部には県内最高峰 1,695m の日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されている。

② 気候

内帶地域中、海岸地帯に位置する津市の気候は、年平均気温 16.3°C（平年値：1991 年～2020 年の 30 年間の平均値、以下同じ）、年平均湿度 67% と比較的温暖である。

これに対し、内帶地域の西側、布引山地等に囲まれた伊賀盆地にある伊賀市の年平均気温は、14.6°C と県内では最も低く、夏冬や朝夕の温度較差が大きい内陸型の気候の特徴を示す。

外帶地域東側の海岸地帯は、黒潮の影響で温暖な地域が広がっており、その南側、熊野灘に面した尾鷲市の気候は、年平均気温 16.4°C と暖かい海洋型の気候となっている。また、年平均降水量は、3,970mm と全国有数の多雨地帯となっている。

③ 森林及び植生の状況

サルの生息地となる県内の森林の状況については、面積が 372,352ha で、県土面積の約 64% を占めており、このうち約 62% がスギ・ヒノキなどの人工林である。

山林の植生は、自然林の多くは、二次林になっているが、極相林も各所に温存されている。温暖林の極相型とされるカシ、シイなどの常緑広葉樹や温帶林の極相型とされるブナなどの落葉広葉樹も残り、特殊地域の極相林とされるゴヨウマツ・アスナロ、スギ、シデなどの林やササ原が随所にみられる。

鈴鹿山系での極相は、ツブラジイ・サカキ・ウラジロガシ・ブナ・スズタケなどの優占林であり、山麓から海拔 300m 位までに茂るツブラジイ、海拔

300～800m は主としてカシ林が広がり、海拔 800m 以上は、ブナを優占種とする温帯性落葉広葉樹林が広がっている。

伊賀地域では、山地部の大部分がスギ・ヒノキ植林地及びアカマツ群落、コナラ群落となっている。

県中南部では、主に亜熱帯から温帯にかけて発達する常緑広葉樹林と落葉広葉樹林が大部分を占めているが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹林も見られる。

熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスダジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達している。その内側の平野には、タブノキ林が見られる。

内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ 300m までは、ツブラジイ、タブノキを中心とする森林であり、これに接して、800m 位まではカシ類が多く、1,600m 付近までは、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が分布している。これら以上の標高の山地は、トウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっている。

④ 耕作地の状況

県内の令和 2 年度の耕地面積は、58,000ha となっており、県土総面積の 10.0% を占めている。また、野生獣による農作物被害の増加原因の一つと考えられる荒廃農地は、6,557ha あり、生産条件が不利な中山間地域を中心に増加してきている。

(2) 生息状況

これまでに研究機関や市町等が実施したモニタリング調査等から、三重県内には、行動域が特定された群れで 82 群、特定できていない群れも含めれば、115 の群れが存在すると推定され、海岸部の都市部を除いてほぼ連続して全域に群れが分布している。

行動域調査を実施した群れのほとんどは、概ね人的環境の利用度や集落周縁への出没頻度が高く、地域単位、広域、両面での対策が急務である。

頭数調査の結果、三重県内のサル群の頭数は、10 頭から多い群では 200 頭近くとなっている。

(3) 被害状況及び被害防除対策状況

① 被害状況

平成 18 年度から令和 2 年度までの、県内のサルによる農作物の被害額を表 1 及び図 1 に示す。

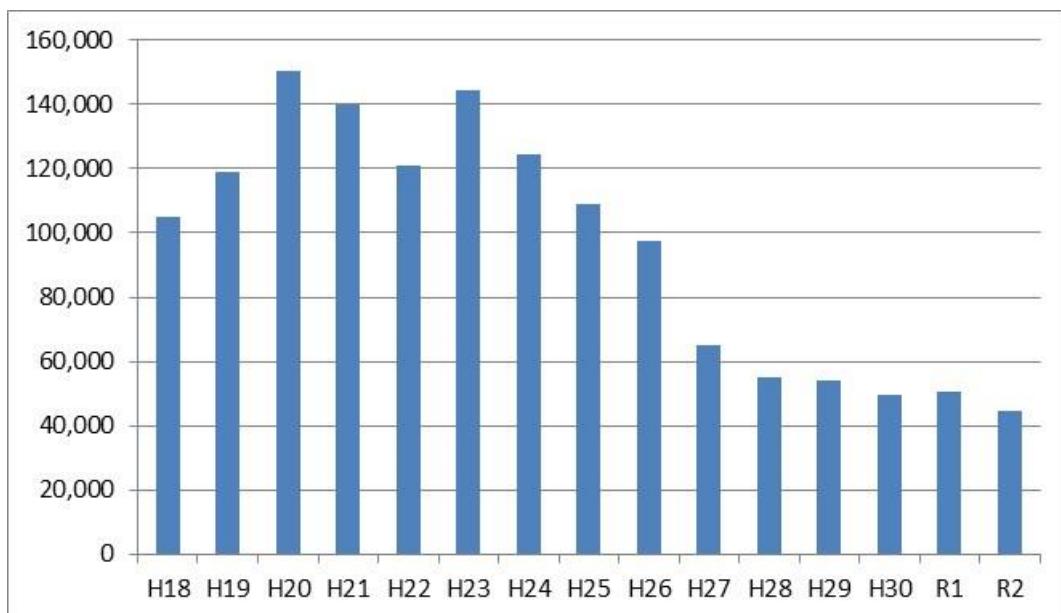
被害額は、平成 20 年度の約 1 億 5 千万円が最大で、その後、平成 23 年度以降は概ね減少傾向にあり、令和 2 年度においては、約 4 千 5 百万円の被害となった。三重県の令和 2 年度の全鳥獣による農作物被害額約 1 億 9 千 7 百万円に占めるサル被害額の割合は、約 23% である。

表1 サルによる農作物被害額の推移

(単位:千円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
サル被害額	105,110	118,740	150,346	140,139	120,898	144,302	124,288	108,879	97,248	65,004	54,887	53,935	49,730	50,579	44,527
全鳥獣被害額	308,120	371,750	432,173	464,133	473,042	496,886	392,911	324,437	288,927	268,354	229,537	235,973	232,584	233,910	196,766

(単位 : 千円)

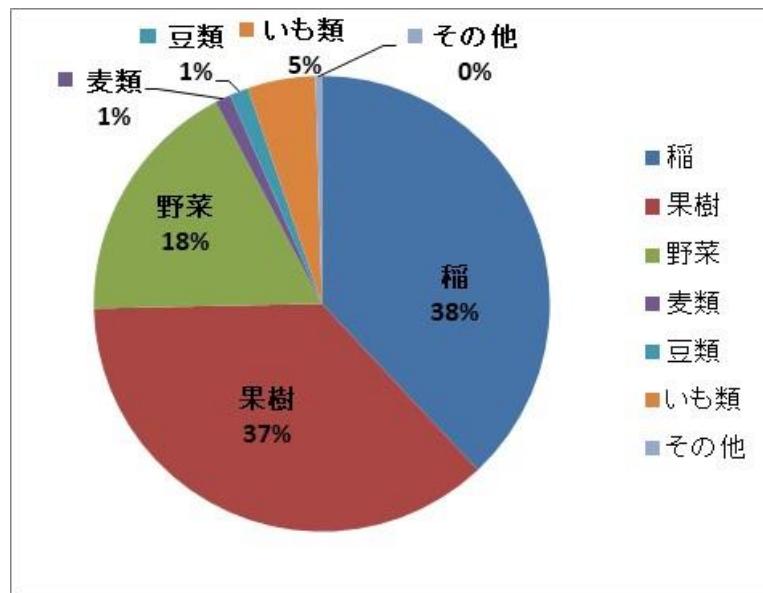


【図 1 サルによる農作物被害金額】

サルによる作物別被害額の推移を表 2 に示した。また、令和 2 年度の作物別被害金額の割合を図 2 に示した。

令和 2 年度の農作物被害では、稲、果樹、野菜で約 9 割を占めている。

表2 サルによる作物別被害額推移								(単位:千円)
年度	稻	果樹	野菜	麦類	豆類	いも類	その他	計
H20	34,299	77,476	26,291	2,746	1,216	3,537	4,781	150,346
H21	45,260	60,371	23,895	2,264	1,621	3,209	3,519	140,139
H22	40,329	46,141	21,844	4,007	1,516	2,767	4,294	120,898
H23	38,412	58,019	31,381	2,119	2,882	5,770	5,719	144,302
H24	35,629	36,043	32,037	2,101	2,943	10,172	5,363	124,288
H25	30,586	41,928	20,627	2,692	3,744	8,210	1,092	108,879
H26	24,080	34,617	21,727	3,421	4,539	7,855	1,009	97,248
H27	19,620	22,450	13,366	3,219	2,895	2,815	639	65,004
H28	17,015	20,860	10,692	710	881	4,705	24	54,887
H29	16,660	20,531	11,810	670	1,018	2,606	640	53,935
H30	16,443	17,873	10,741	647	927	2,453	646	49,730
R1	16,158	19,333	11,021	453	825	2,521	268	50,579
R2	16,921	16,325	7,851	493	591	2,144	202	44,527



【図2】令和2年度サルによる作物別被害金額の割合】

② 被害防除対策状況

集落代表者アンケート（令和2年度）によると、県下でサルによる被害が発生している集落は685集落で、そのうち被害が甚大又は、大きい集落は275集落となっている。サルの被害発生状況の分布図を図3に示した。

また、獣害対策に取り組む集落として、679 集落において集落ぐるみの獣害対策に、現在取り組んでいるもしくは、今後取り組みたいとしており、サル対策については、サルに効果の高い通電式防護柵の設置や追い払い活動等の取組が進んでいる。

サルの集落への出没は、季節毎の集落のエサ量と強い関係性があり、エサとなる農作物等の管理がサルの被害軽減のための基礎的な対策として重要である。

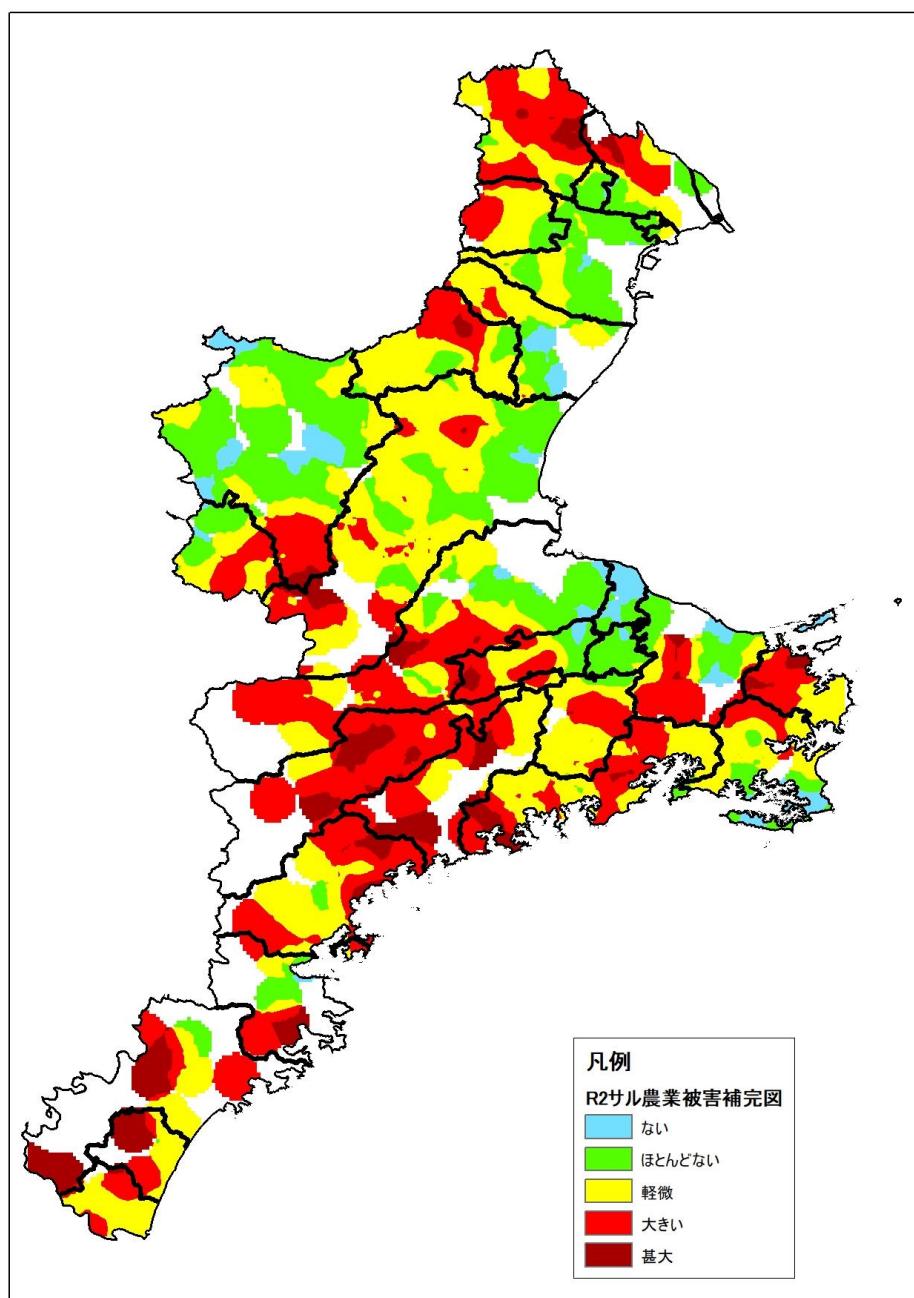


図3 サルの被害発生状況（令和2年度集落代表者アンケート結果）

(4) 捕獲状況

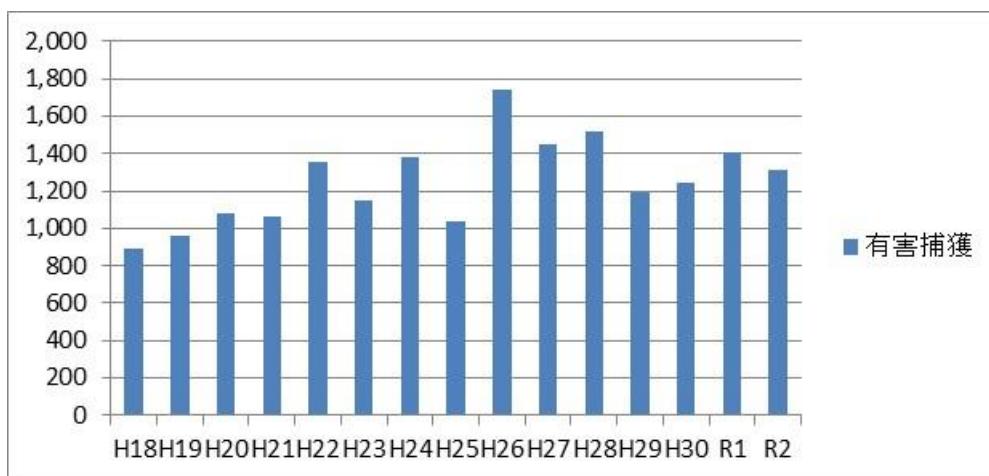
サルの捕獲については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業の活用により、各市町獣害対策協議会及び市町に支援を行っている。

平成 18 年度から令和 2 年度までの県内の捕獲実績は、表 4 及び図 4 のとおりである。サルは、非狩猟鳥獣のため有害鳥獣捕獲許可等による捕獲を実施している。平成 18 年度の捕獲数は 890 頭であったが、令和 2 年度は、1,311 頭の捕獲実績となり、約 1.47 倍となっている。

表4 サルの捕獲頭数の推移 (単位:頭)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
有害捕獲	890	960	1,081	1,064	1,353	1,148	1,377	1,033	1,742	1,449	1,516	1,191	1,239	1,406	1,311

(単位:頭)



【図 4 サルの捕獲頭数の推移】

(5) その他特記事項

① 各市町獣害対策協議会等の設置状況

平成 19 年度に施行された「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、県内の 25 市町に獣害対策協議会等が設置され、被害防止計画に基づく対策が実施されている。

② 狩猟登録者数

狩猟登録者数の動向については、表 5 及び図 5 のとおりであり、増加傾向とはなっていない。令和 2 年度の全狩猟登録者数は 3,095 人で、平成 20

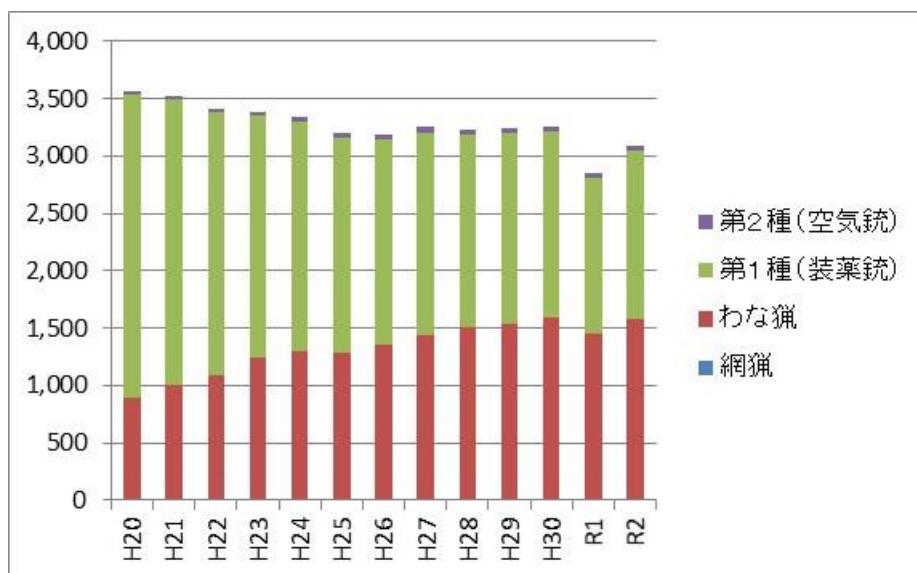
年度の3,564人に比べ約87%に減少している。また、免許区分別にみると、第1種銃猟登録者は、令和2年度が1,474人で、平成20年度の2,643人に比べ約56%に減少している。一方、わな猟登録者は、令和2年度が1,570人で、平成20年度の884人に比べ約1.8倍となり、農林業者の自己防衛等から増加しているものと考えられる。

表5 狩猟登録者数の動向

(単位:人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
網猟	14	13	13	12	10	10	11	9	10	5	6	4	5
わな猟	884	985	1,078	1,230	1,282	1,280	1,341	1,435	1,495	1,532	1,591	1,448	1,570
第1種(装薬銃)	2,643	2,502	2,295	2,112	2,005	1,875	1,798	1,764	1,684	1,666	1,615	1,365	1,474
第2種(空気銃)	23	27	22	27	39	37	40	47	45	43	45	39	46
計	3,564	3,527	3,408	3,381	3,336	3,202	3,190	3,255	3,234	3,246	3,257	2,856	3,095

(単位:人)



【図5 狩猟登録者数の動向】

(6) 第2期計画の評価

第2期計画では、令和3年度末までに加害群（加害レベル4、5）を半減させ、地域個体群を安定的に維持しつつ、人とサルとの適切な関係を構築することを目標とした。そのため、群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防止対策、個体数の調整、生息環境の整備、モニタリングを効果的に組み合わせた順応的管理を進めた。

その結果、加害群（加害レベル4、5）は令和3年11月において40群となり、半減の目標には至らなかったが、加害群の増加を抑制し被害を軽減することで、一定の促進を図ることができた。しかしながら、依然加害レベルの高い群れが存在し、人と共生できるレベルまでには至っておらず、引き続き加害群の低減に向けて取り組む必要がある。

6 管理の目標

国は、平成26年4月に環境省と農林水産省が発表した「ニホンザル被害対策強化の考え方」において、「加害群の状況に応じて全頭捕獲や加害群れの個体数削減などの捕獲を進め、追い上げや侵入防止柵等の対策を並行して実施し、平成35年度（令和5年度）までに加害群の数を半減させることを目指す」ことを目標としている。

本県では、国の方針に準じて、本計画の終期（令和8年度末）までに加害群（加害レベル4、5）を半減させ、地域個体群を安定的に維持しつつ、人とサルとの適切な関係を構築することを目標とする。

なお、対策をサルの捕獲に頼るだけでは、効率的な被害軽減につながらないことがある。また、無計画に捕獲を行うことで、加害群の分裂や被害地域の拡大を招く恐れがある。地域個体群の安定的維持のためにも、群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防止対策、個体数の調整、生息環境の整備、モニタリングを効果的に組み合わせた順応的管理を進める。

7 目標を達成するための施策の基本的な考え方

（1）群れの生息動態把握のための調査の実施

群れの特性に応じた対策の検討や実施された対策の効果検証のため、群れごとに加害レベルの判定や行動域、個体数調査等の生息動態把握を行う。

（2）加害レベルに応じた対策の実施

加害レベルの判定は、群れの出没頻度、出没規模、人への反応、耕作地の被害程度、生活環境被害について、市町へのアンケート調査（表6）により各指標のポイントを算定する。そのポイントを合計した値を表7に照らし合わせて、群れの加害レベルとする。以下に、加害レベルごとの状況及び被害対策を示す。

レベル0：サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することができないので被害はない。

レベル1：サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。

常時被害まで至っておらず、サルが集落に近づかない習慣付けが必要。出没時には、ロケット花火・パチンコ等を用いて追い払いを行い、サルが集落を危険視する習慣付けを行うことが重要。

レベル2：サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。

被害程度軽微で、サルを集落に近づかせない対策が必要。出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて積極的に追い払いを行うことが重要。

レベル3：サルの群れは、季節的に群れの大半の個体数が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。

出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて積極的に追い払いを行うとともに、電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐことが効果的。有害鳥獣捕獲に加え、必要に応じて悪質個体の除去や部分捕獲などの個体数調整を行う。

レベル4：サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。

まれに生活環境被害が発生する。

追い払いに加えて、電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、必要に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。有害鳥獣捕獲に加え、群れの状況によっては群れ捕獲も視野に入れた個体数調整による捕獲を実施する。

レベル5：サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害のおそれがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

大個体群の出没が常態化している場合は、追い払い・電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、有害鳥獣捕獲に加え、群れの状況によっては、群れ捕獲も視野に入れた個体数調整による捕獲を実施する。

表6 加害レベル判定表

ポイント	出没頻度	平均的な出沒規模	人への反応	集落への加害状況	生活被害
0	山奥にいるため見かけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的に見かける時がある	2、3頭程度の出没が多い	遠くにいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺で見かける
2	通年、週に1回程度どこかの集落で見かける	10頭未満の出没が多い	遠くにいる場合は逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2、3回近くどこかの集落で見かける	10~20頭程度の出没が多い	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害を受けている集落がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落で見かける	20頭以上の出没が多い	追い払っても逃げない、または人に近づいて威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある	住居侵入が常態化

表7 加害レベル

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1~2
2	3~7
3	8~12
4	13~17
5	18~20

8 捕獲に関する事項

農作物被害を受ける地域の拡大や群れの分裂を防ぐため、また、悪質個体の除去のため、必要に応じて有害鳥獣捕獲を実施するものとする。

また、人馴れが進み人身被害・人家侵入などの重度の生活環境被害を繰り返す群れで被害防除対策の効果が現れない場合、被害防除対策を行うのみでは被害が軽減できないほど群れの頭数が多い場合及び追い払いなどで群れの行動域を移動させることができる山地などの空間が存在しない場合など群れの頭数を大幅に調整または群れを除去する必要があると判断される場合には、群れ捕獲や部分捕獲などの個体数調整としての捕獲を実施するものとする。

なお、捕獲を実施するにあたっては、群れの分裂が生じないように留意するとともに、雌雄や成獣と幼獣の数などに配慮し、バランスのとれた構成の群れとなるよう配慮する。

また、加害レベルが低い場合にあっても、必要に応じて、有害鳥獣捕獲実施できるものとする。

(1) 捕獲オプション

目標を明確にした捕獲を行うため、群れを特定し、加害レベルと群れのサイズ等をモニタリングしながら、個体数管理手法（捕獲オプション）を「群れ捕獲」、「部分捕獲」、「選択捕獲」に区分する。

- ・群れ捕獲：加害群れの除去が目標であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない群れに対して、群れ全体を取り除く管理手法である。
- ・部分捕獲：群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できないため、増えすぎた群れの個体数を計画で設定した個体数まで減らす管理手法である。
- ・選択捕獲：群れの存続を前提としており、人馴れが進んで住民に対する威嚇や生活環境被害を繰り返す悪質個体を識別したうえで、選択的に捕獲する管理手法である。

（2）捕獲オプションの選択条件

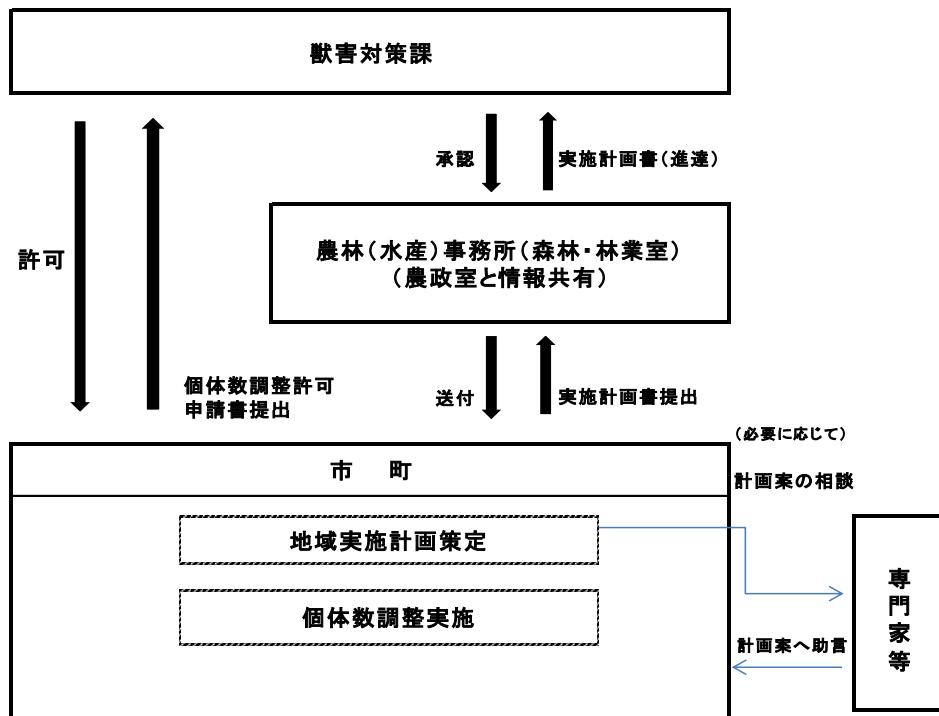
捕獲オプションは、各群れの加害レベルのほか、群れを構成する個体数（群れサイズ）や群れの遊動域を考慮して選択する。目標とする群れサイズについては、具体的な数値は地域によって異なるため、追い払いなど被害防除対策のしやすさ、群れの分裂の可能性などから判断する。また、捕獲オプションの選択の際には、被害防除対策の実施状況を確認した上で決定する。捕獲だけでは被害の軽減には不十分であるため、被害防除対策と組み合わせて実施することが必要である。

捕獲オプションを選択し、捕獲を実行した後は、個体数や加害レベルなどをモニタリングし、捕獲目標の達成状況や効果を検証するものとする。

（3）地域実施計画の策定

個体数調整のための捕獲を行う場合には、別に定める「地域実施計画」を市町が策定し、県の承認を受けるものとする。地域実施計画の策定に当たっては、必要に応じて専門家等の助言を受けることとし、各市町の獣害防止対策協議会等で協議し、情報の共有を図ることとする。（図6）

個体数調整として捕獲が必要な群れにあって、地域実施計画を作成するまでの間は、有害鳥獣捕獲により実施することとする。



【図6 個体数調整実施フロー】

(4) 捕獲方法等

サルを捕獲する方法は、銃器によるものと、わな（はこわなと囲いわな等）によるものとに区分される。

① 銃器による捕獲

集落等に隣接した農耕地に出没し、作物を食べているサルには、銃を発砲することができない場合があることから、群れが発砲可能な場所にいることを確認したうえで捕獲を開始するなど、安全性を第一に考える。

② わなによる捕獲

わなの種類は、設置する地形や被害発生地域の周辺の環境、被害の程度等により決定する。少数頭の捕獲には、はこわな等を複数基活用し、頭数の調整や群れの除去等、個体数管理の場合は大型捕獲檻等を使用する。

わなの設置は、農地内で行わずに侵入ルート上で行うことや過度の撒き餌によりサルの群れをおびき寄せないようにする。

(5) 有害鳥獣捕獲の推進

有害鳥獣捕獲は、悪質個体の除去により被害軽減の効果も認められることから、各地域の被害実態に応じて、市町、農業従事者等地域住民、狩猟関係団体等と連携して、適正かつ計画的・効果的に実施する。

(6) 捕獲個体の処理等

捕獲は、適切な方法により行い、わなで捕獲した個体はできるだけ苦痛を与えない方法で殺処分し、残滓(ざんし)は、山野に放置することなく適切に処理する。

(7) 捕獲従事者の確保

近年の狩猟者数の動向は、「わな猟免許」の取得者が増加傾向にあるものの、全体として減少し、高年齢化が進んでいるので、新たな狩猟免許所持者の確保に努める必要がある。

被害対策の一環として農林業従事者自ら捕獲できるように、狩猟免許取得を奨励し、野生鳥獣に関する知識と捕獲技術の向上と効果的かつ安全な捕獲活動を推進する。大型捕獲檻を利用する場合は、モニタリング結果と併せ適切な個体数調整が可能となるよう地域の鳥獣被害対策実施隊など、捕獲体制の整備と併せて推進する。

9 被害防除対策に関する事項

サルによる農作物被害は、集落に群れあるいは個体が出没し、農作物等の食物を採食することにより発生する。集落への出没要因としては、農作物のほか、野菜等の収穫残さや野外投棄された生ゴミ、放任果樹など収穫対象外のエサ資源が存在することが考えられる。また、人馴れが進むことによって、集落への出没頻度が高くなったり、滞在時間が長くなったりすることによって、さらに被害が拡大することになる。また、人馴れが進むことにより、人家の器物破損や人家内侵入が発生するなど生活被害も生じる。

したがって、サルの農作物被害を減少させるには、集落環境の整備や各種被害防止技術を駆使して、集落内のエサ資源量を減らすとともに、集落での追い払いなどにより、集落内での採食の機会を減少させ、サルの人間に対する警戒心や恐怖心を高める必要がある。

具体的には、群れごとの加害レベルに応じて、次のような施策を講ずることとする。

(1) 誘引物となるエサ資源の削減

野菜等の収穫残さの放置や生ゴミの野外投棄など、サルに対して「無意識の餌付け」につながる行為の禁止、あるいは収穫されない柿などの果樹の除去などを住民レベルでの取り組みとして啓発する。

また、集落全体の取り組みとして、営農計画の中で作物の配置等の総合的管理や耕作放棄地対策の推進など、サルを引き寄せる要因を地域として排除する。

(2) 緩衝地帯の整備

かつて、農地と山林の間には、薪・山菜等の採取を目的とした里山が整備され、野生鳥獣が里山から農地へ侵入することは稀であった。しかし、現在は、農地や住宅地等の裏山は整備が行き届かず、耕作放棄地や竹林化、藪化しており、この結果、サル等野生鳥獣が頻繁に出没している。

そのため、地形等を勘案して、農地と接する林縁部を伐採し、農地と山林の間に緩衝地帯を設置し、サルが隠れる場所を減少させる事により、農地への出没を抑制する。

(3) 効果的な防護柵の設置

農地への侵入を防止するため、サルの侵入防止効果も高い防護柵を設置し、農作物を守る。

また、サルが侵入できる農地が多いことは、集落のエサ資源量が豊富で、集落にサル群を誘引する結果にも繋がるため、サルのエサ資源を減少させる目的においても、集落全体としてサルに効果的な防護柵設置を進める。

イノシシ、シカだけでなくサルにも効果がある多獣種防護柵として、通電式支柱を用いた防護柵が県内に普及しつつある。

追い払いが困難な山間の菜園や果樹園などを囲うだけでなく、集落防護柵にも通電式支柱を応用し、サルが侵入できない集落を形成することで、結果として集落のエサ資源量を削減し、集落への出没を抑制する。

(4) 集落ぐるみの追い払い（組織的な追い払い）

頭数が 50 頭程度で、集落が群れの行動域の周縁部にある場合であれば、「集落ぐるみの追い払い」を実施することで、行動域自体を変化させることも可能であり、大幅な被害軽減も可能である。集落でサルを見かけたら、農地や人家周辺等に滞在することを許さないよう、追い払いを行うことが必要であるが、サルは高齢者や女性など体力を弱い人を見分けるため、それぞれ体力に応じた追い払い道具を利用するなど効率的な追い払い活動を行う。

また、集落住民による追い払い隊等を結成し、組織的な活動を行うことで、さらに効果的な追い払いが期待できる。

10 生息環境の管理に関する事項

野生鳥獣の生息地を適切に整備すること、あるいは、野生鳥獣の生息地と農地との間に緩衝地帯を設けることなどにより、農地や集落への出没を減少させ、被害を減らすための生息環境の管理を行う。

サルは、果実や種子、若葉、花、昆虫などを好む雑食性の動物であることから、人工林の間伐などにより林床植物の発生、広葉樹林の育成など、サルの生息環境となる森林等を適切に整備する。

また、集落や農地と生息地である森林等との間に帯状に見通しのよい空間（緩衝地帯）を人工的に整備し、森林等から農地等へ出没しにくい環境を作り出す。

11 その他管理に必要な事項

(1) モニタリングの実施

状況の変化に応じて適切な計画に見直すため、県と市町は連携し、以下のモニタリングを実施する。

① 生息状況

集落等の協力を得て、群れの分布や行動域、個体数等について、可能な範囲内で把握を行う。特に大規模な有害捕獲や個体数調整による群れの管理を進める場合は、計画策定や捕獲効果の検証を行うため、行動域や頭数等のモニタリングを行う。

② 被害発生状況

集落等の協力を得て、出没状況、被害状況および被害額等の把握を行う。

③ 被害防除実施状況

被害防除の実施状況等について把握を行う。

④ 捕獲状況

捕獲の状況把握を行うため、市町、捕獲実施者等の協力を得て調査を実施する。調査項目は、捕獲月日、区域、雌雄別捕獲数等とする。

(2) 計画の実施体制

① 実施体制の整備について

本計画に基づき施策を推進するため、関係省庁や地方自治体（近隣府県・県内市町）等各行政部局間の連絡・調整を密にするとともに、関係

市町においては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画との整合性を図る。

また、県と市町は連携し、各群れの状況を把握するとともに、個体数調整のための捕獲を行う場合は、市町は、群れごとの地域実施計画を作成し、県の許可後、計画的に捕獲を実施することとする。

県は、必要に応じて専門家等で構成する検討会を開催し、本計画の実施や見直しに必要な事項について、意見を聞くこととする。

② 合意形成について

本計画の実施に当たっては、県および市町が調整して、計画内容やモニタリング結果等の情報公開に努めるとともに、広く合意形成を図る。

③ 普及・啓発について

県および市町は、地域内外の理解と支援を得るため、被害の現状、実施する施策等について、普及広報活動を推進する。

(3) 捕獲に伴う事故・違反の防止

狩猟者団体と協調し、捕獲従事者等に対して安全対策やマナーの向上について普及・啓発に努め、関係する機関と連携して事故や違反の防止に万全を期す。

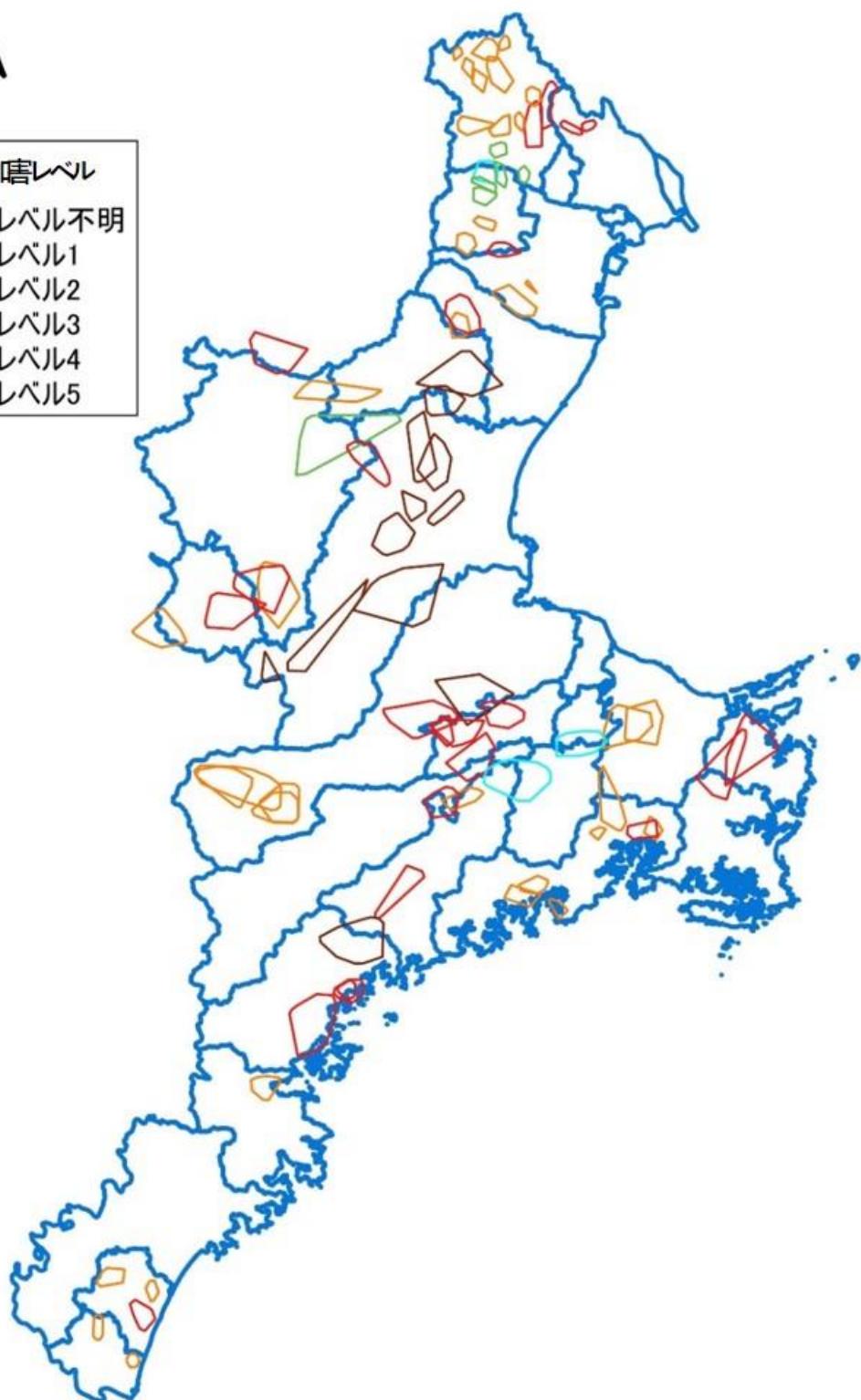
【參考資料】

群れ一覧表					群れ一覧表				
市町	群れ名	加害レベル	頭数	行動域データ	市町	群れ名	加害レベル	頭数	行動域データ
いなべ市	員弁A	4	100	有	伊勢市	伊勢A	3	100	有
いなべ市	員弁B	4	100	有	伊勢市	伊勢B	3	70	有
いなべ市	大安A	2	150	有	度会町	度会A	1	—	有
いなべ市	大安B	2	50	有	度会町	度会B	1	—	有
いなべ市	藤原A	3	50	有	南伊勢町	南勢A2	4	150	有
いなべ市	藤原B	3	100	有	南伊勢町	南勢A3	4	50	有
いなべ市	藤原C	3	80	有	南伊勢町	南勢B	3	151	有
いなべ市	藤原D	3	20	有	南伊勢町	南勢E(伊勢路)	3	30	有
いなべ市	北勢A	3	200	有	南伊勢町	南勢F	3	10	有
いなべ市	北勢B	3	30	有	南伊勢町	南勢G	3	30	
いなべ市	北勢D	3	40	有	南伊勢町	南勢H	3	30	
いなべ市	北勢E	3	30	有	南伊勢町	南島A	3	43	有
いなべ市	北勢F	3	30	有	南伊勢町	南島B	3	—	有
いなべ市	北勢G	3	20	有	南伊勢町	南島D	3	40	
桑名市	多度A	4	—	有	南伊勢町	南島E(阿曾浦～道行竈)	3	40	
桑名市	多度B	4	—	有	南伊勢町	南島F	3	30	有
桑名市	桑名A	4	40		鳥羽市	鳥羽A	4	40～50	有
菰野町	田口(集落)	2	30	有	志摩市	志摩A	4	—	有
菰野町	切畠・田口(福王)	1	30	有	志摩市	志摩B	1	—	
菰野町	田光	2	40	有	大紀町	金輪	—	—	
菰野町	杉谷・根の平	2	60	有	大紀町	紀勢	—	—	
菰野町	千草・音羽	3	40	有	大紀町	滝原	—	—	
菰野町	菰野・湯の山	3	50	有	大紀町	大台長ヶ	—	—	
四日市市	四日市A	3	19	有	大紀町	大台C	4	—	有
四日市市	四日市B	4	36	有	大紀町	大台A	—	—	
四日市市	四日市C	3	23	有	大紀町	大内山A	4	—	有
鈴鹿市	鈴鹿A	4	120	有	大紀町	大内山D	5	30	有
亀山市	亀山A	2	100		伊賀市	伊賀C	3	22	有
亀山市	亀山B	2	30		伊賀市	阿山A	4	22	有
亀山市	亀山C	5	50	有	伊賀市	大山田A	2	37	有
亀山市	亀山D	3	30		伊賀市	大山田D	2	20	有
亀山市	亀山E	3	19	有	伊賀市	青山A	3	5～10	有
亀山市	亀山G	3	30		伊賀市	青山B	4	15～20	有
亀山市	亀山H	3	30		名張市	名張A	4	20～25	有
亀山市	亀山J	3	30		名張市	名張B	3	10	有
津市	津A	5	30	有	紀北町	紀伊長島A	4	60	有
津市	津B	5	15	有	紀北町	紀伊長島B	4	30	有
津市	芸濃A	5	80	有	紀北町	紀伊長島C	4	35	有
津市	美里A	5	50	有	尾鷲市	尾鷲E	3	16	有
津市	美里B	5	50～70		熊野市	熊野F	—	30	
津市	安濃A	5	140	有	御浜町	志原	3	—	有
津市	美杉B	5	80	有	御浜町	川瀬	3	30	有
津市	美杉C	5	40	有	御浜町	中立	4	—	有
津市	白山A	5	80～90	有	御浜町	上野	3	—	
津市	松阪C	5	60	有	御浜町	栗須	3	—	
松阪市	松阪A	4	70	有	御浜町	野田ノ谷	3	—	
松阪市	松阪B	5	70	有	御浜町	神木団地	3	—	
松阪市	飯高A	3	—	有	御浜町	神木東地	3	—	
松阪市	飯高B	3	—	有	御浜町	神木西地	3	—	
松阪市	飯高C	3	—	有	御浜町	清水団地	3	—	
松阪市	飯高D	3	—	有	御浜町	砂方	4	—	
多気町	勢和A	4	62	有	御浜町	柿原	3	—	
多気町	勢和B	4	50	有	御浜町	山地・引作	3	—	
多気町	勢和C	4	10	有	紀宝町	紀宝A	3	30	有
大台町	大台O	2	30		紀宝町	紀宝B	3	60	有
大紀町	大台K	4	50	有		加害レベルデータ無し:	6		
大台町	大台Y	4	30		1	レベル1:	4		
大台町	大台N	3	30	有	2	レベル2:	10		
大台町	宮川G	3	30		3	レベル3:	55		
大台町	宮川M	3	30		4	レベル4:	27		
					5	レベル5:	13		
						計	115		
(参考)									
行動域データ : 有									
行動域データ : 無									
計									

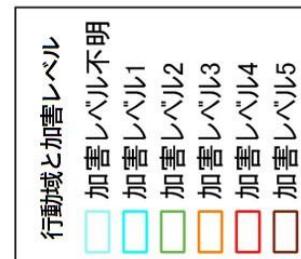
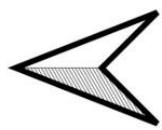
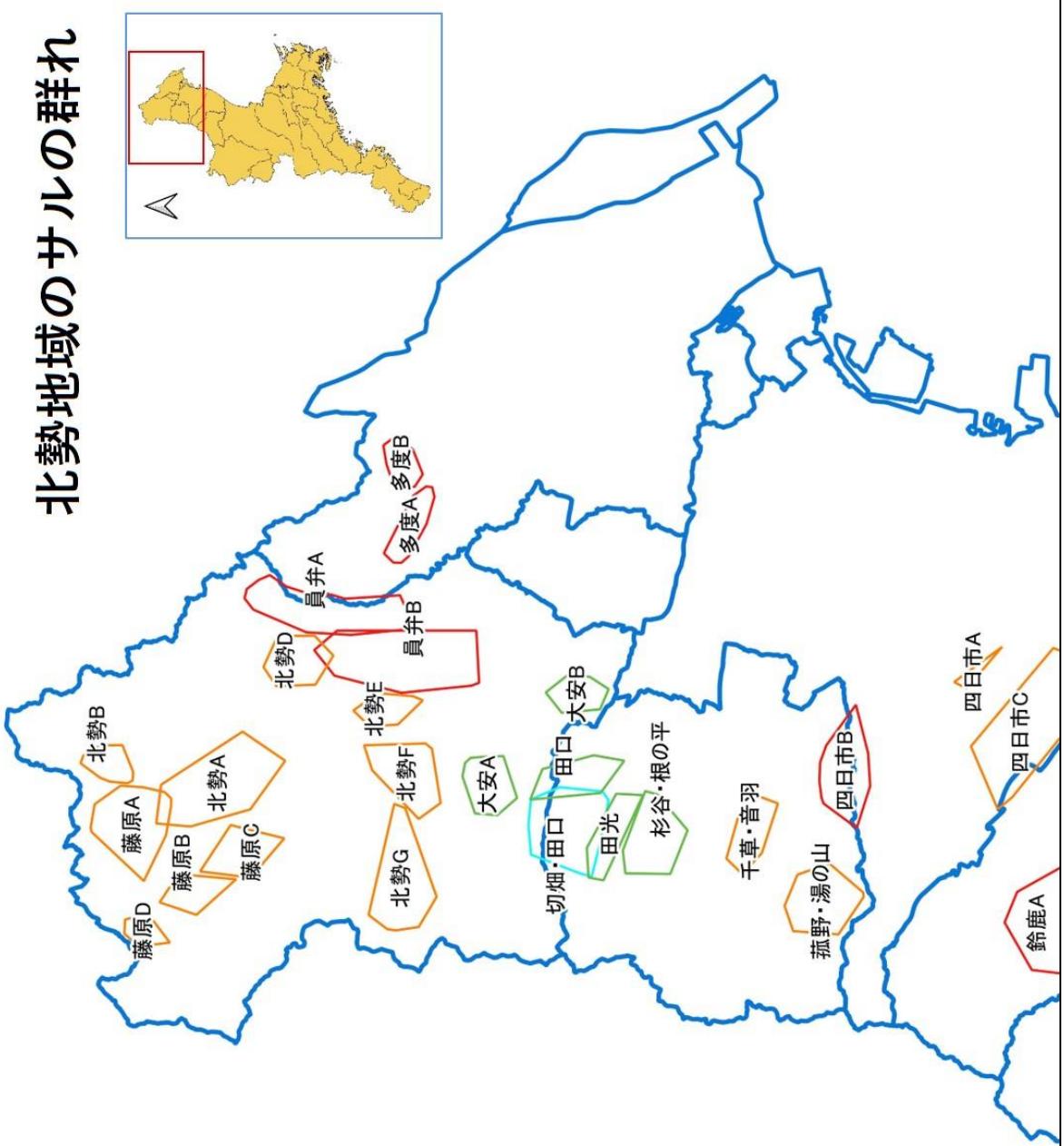
三重県全体のサルの群れ



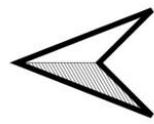
行動域と加害レベル	
■	加害レベル不明
□	加害レベル1
□	加害レベル2
□	加害レベル3
□	加害レベル4
□	加害レベル5



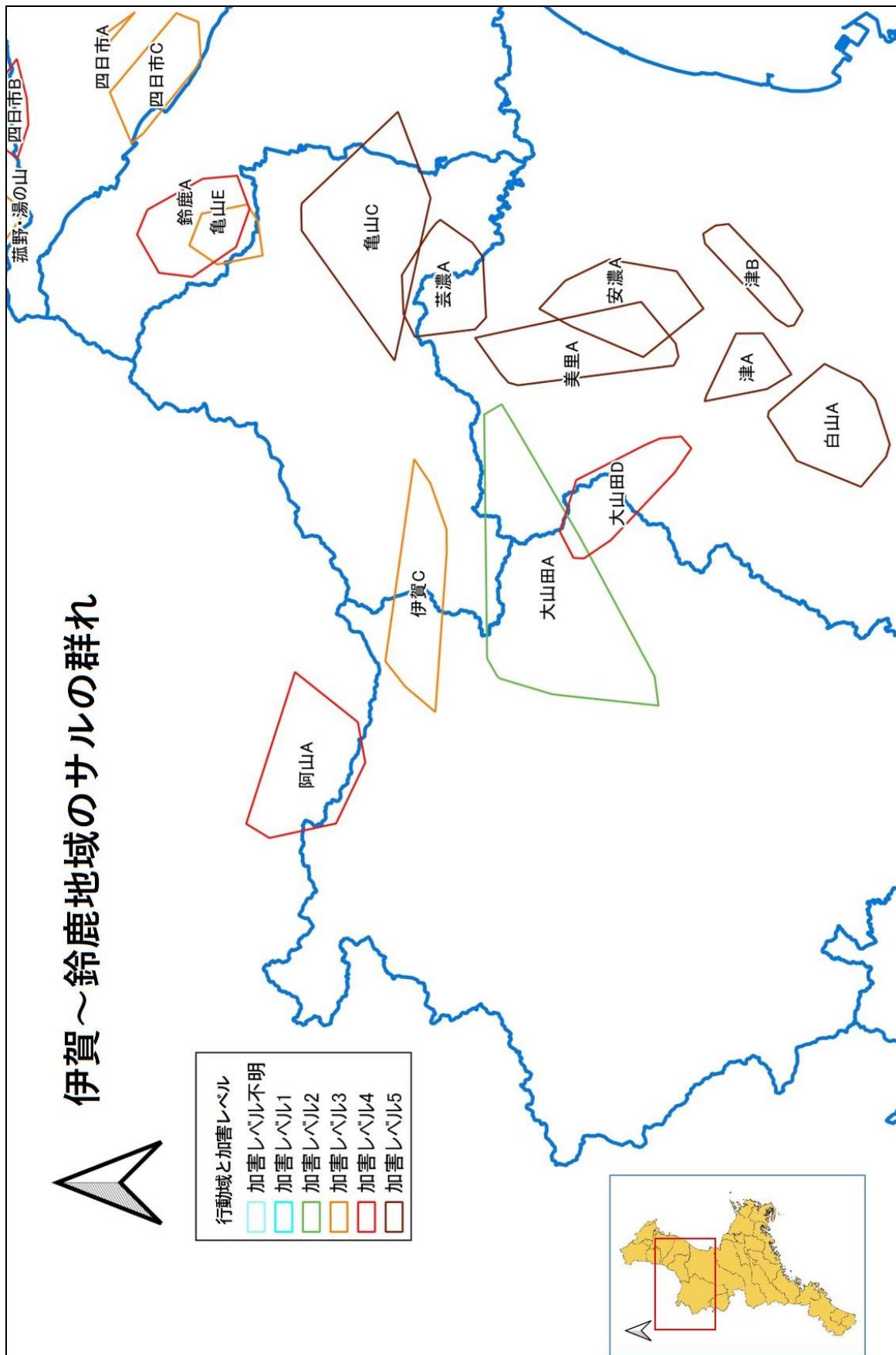
北勢地域のサルの群れ

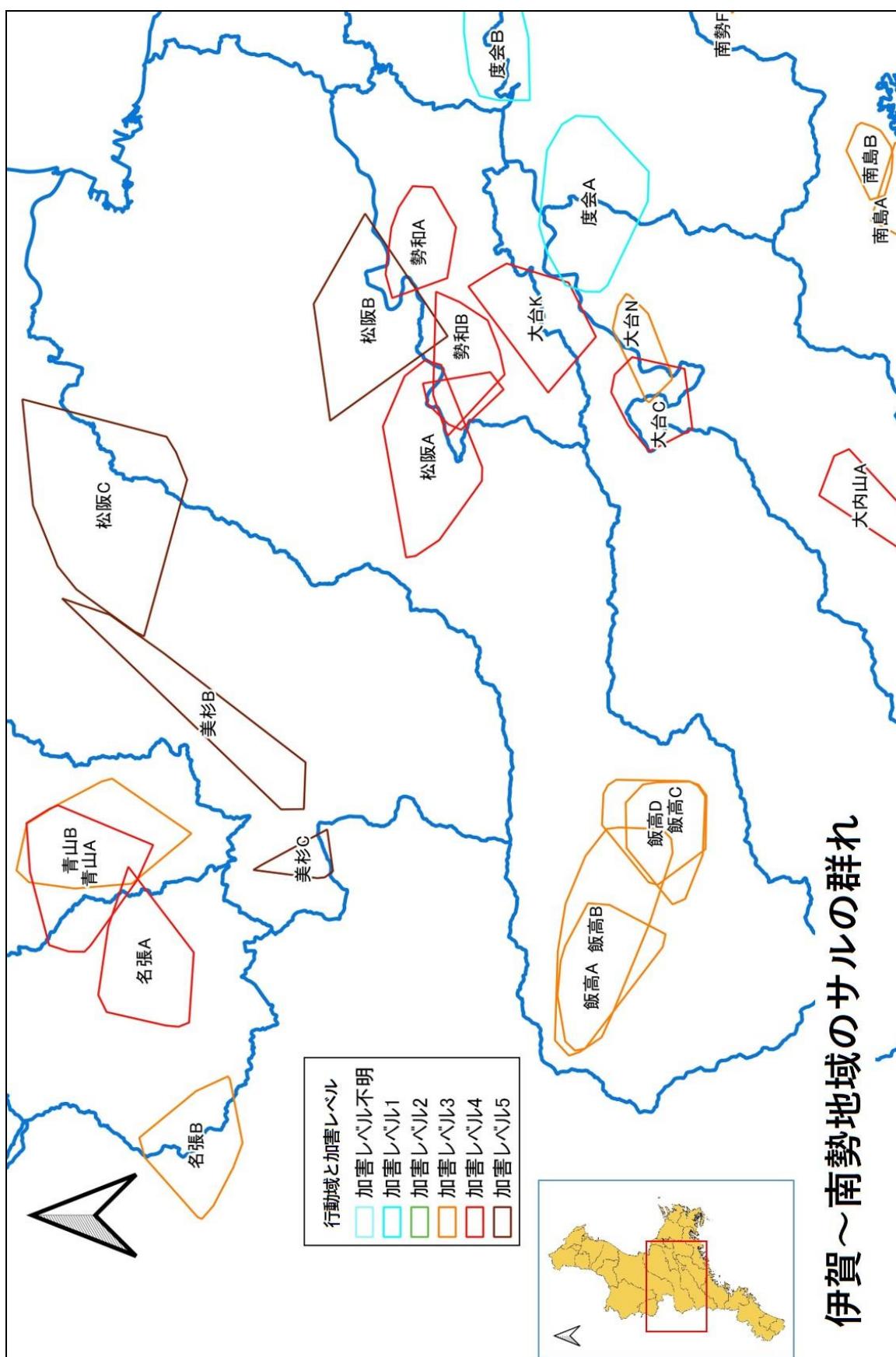


伊賀～鈴鹿地域のサルの群れ

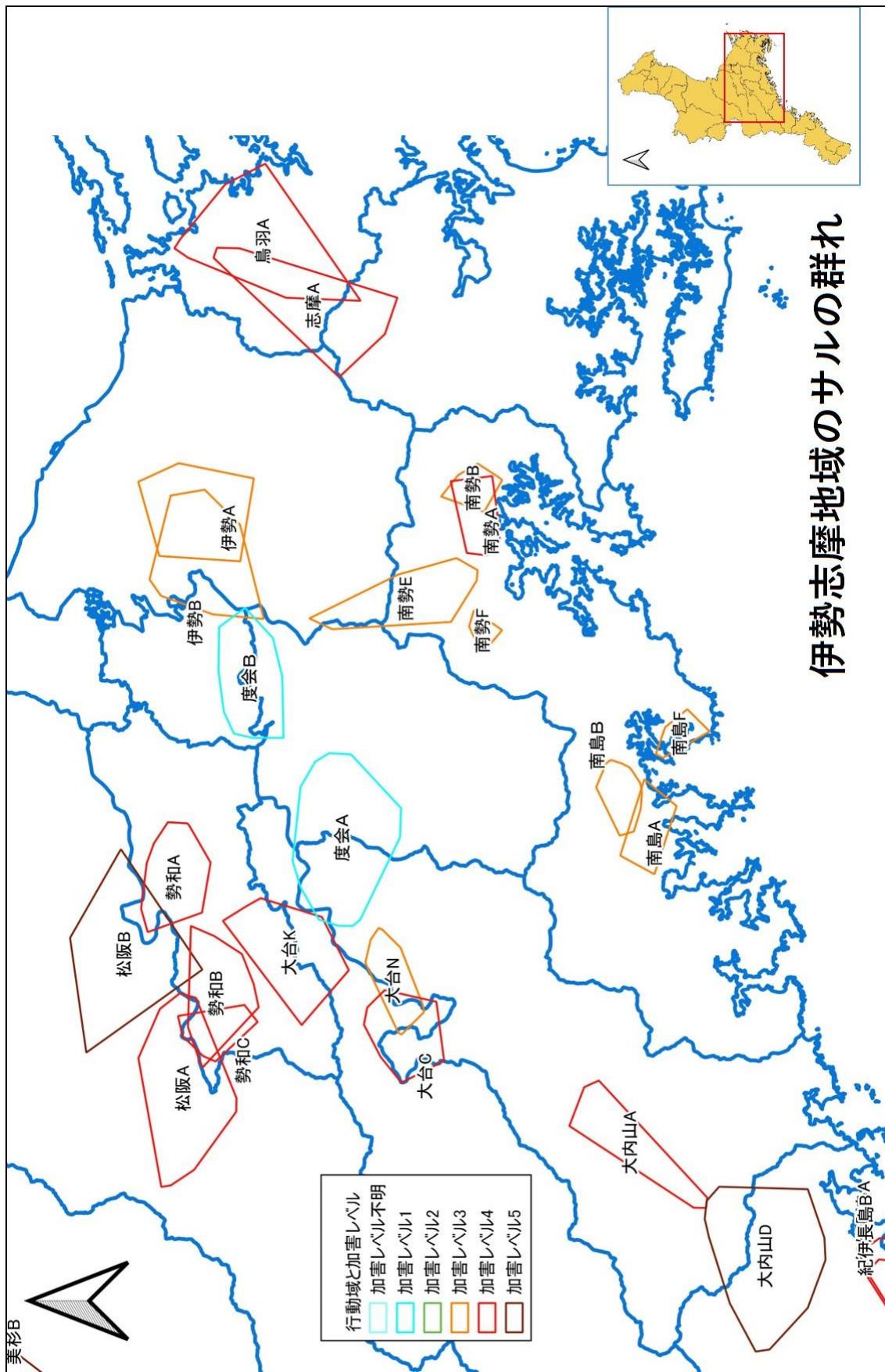


行動域と加害レベル	
■	加害レベル不明
□	加害レベル1
△	加害レベル2
○	加害レベル3
×	加害レベル4
×	加害レベル5

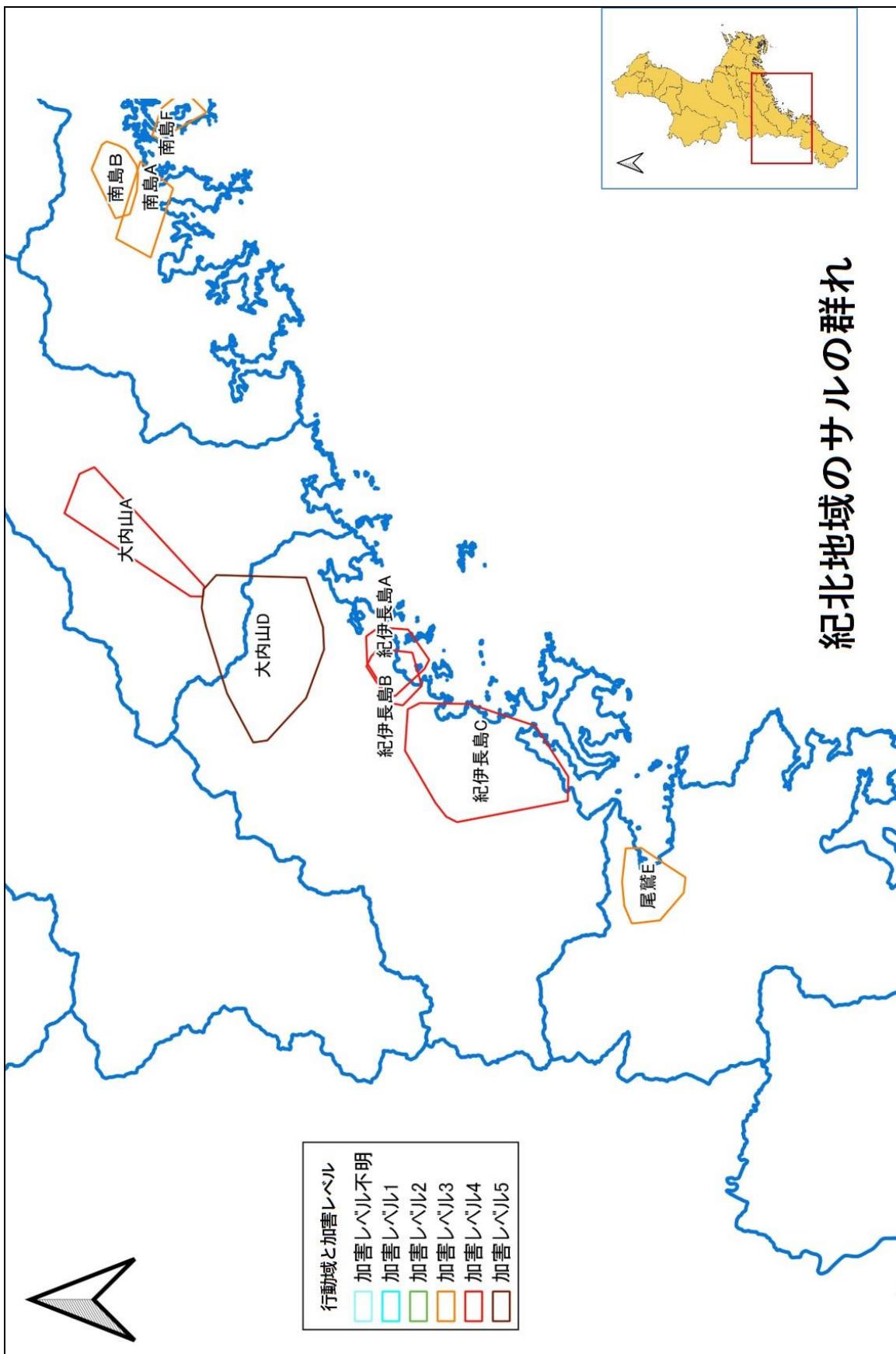




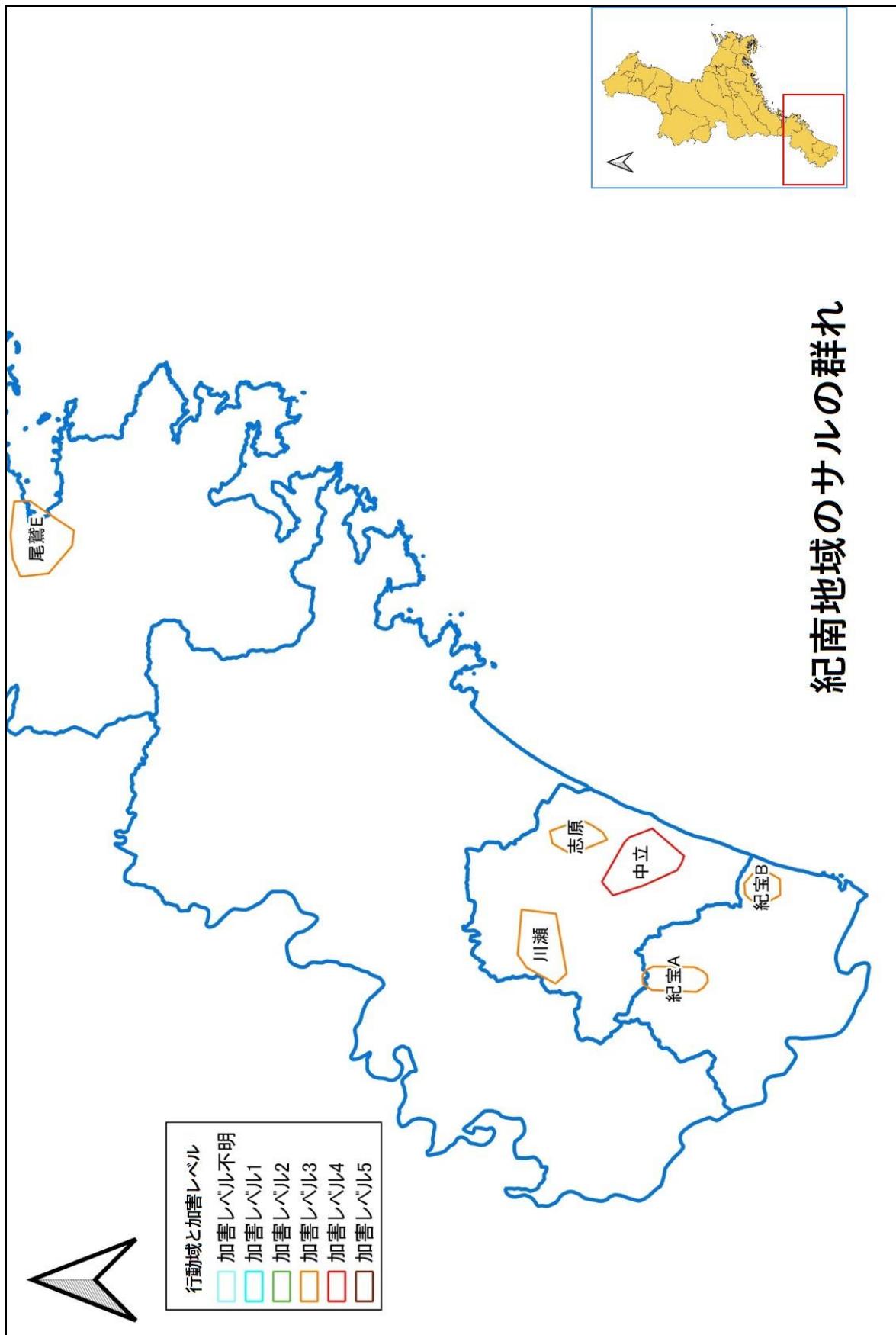
伊勢志摩地域のサルの群れ



紀北地域のサルの群れ



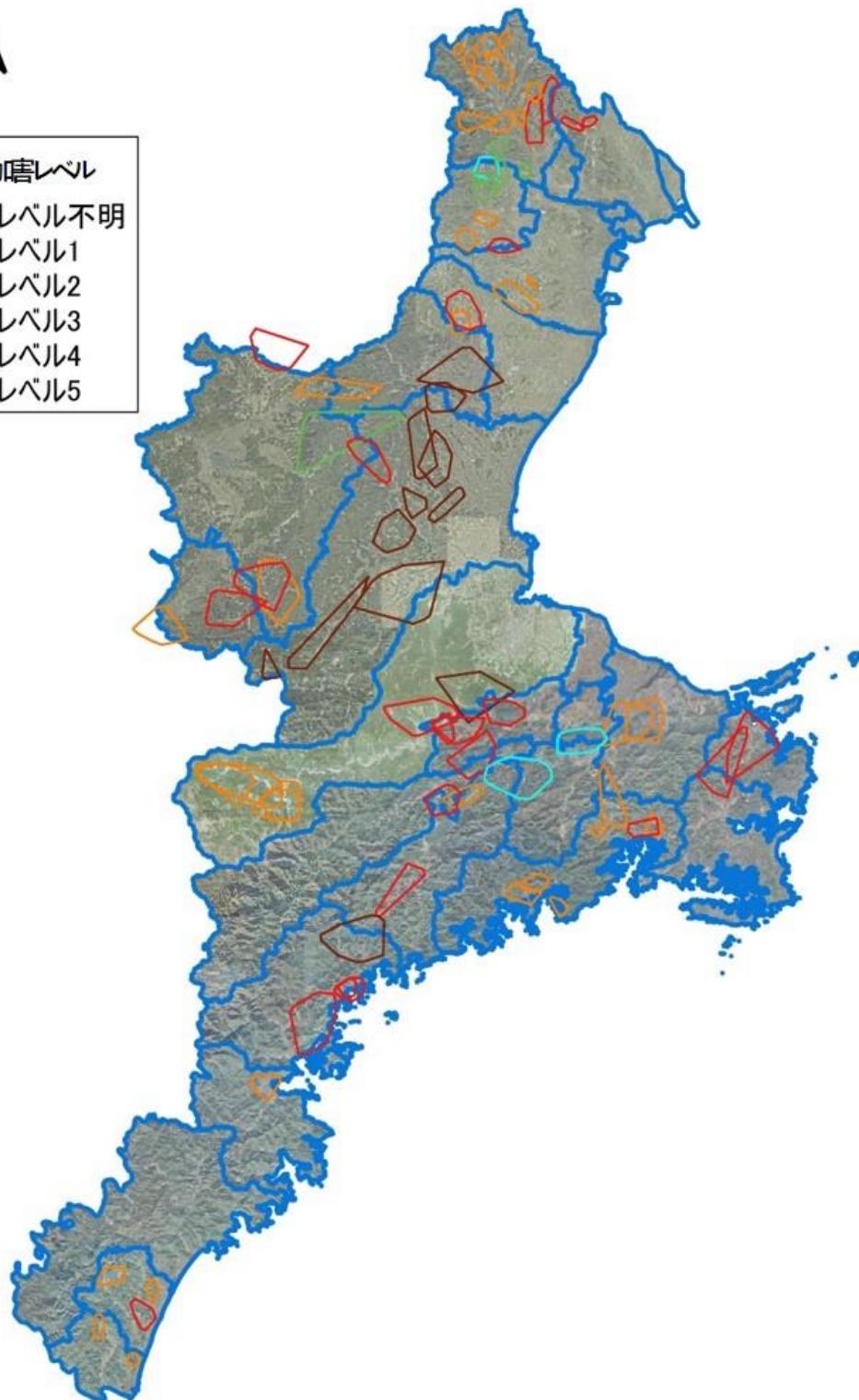
紀南地域のサルの群れ



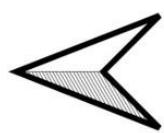
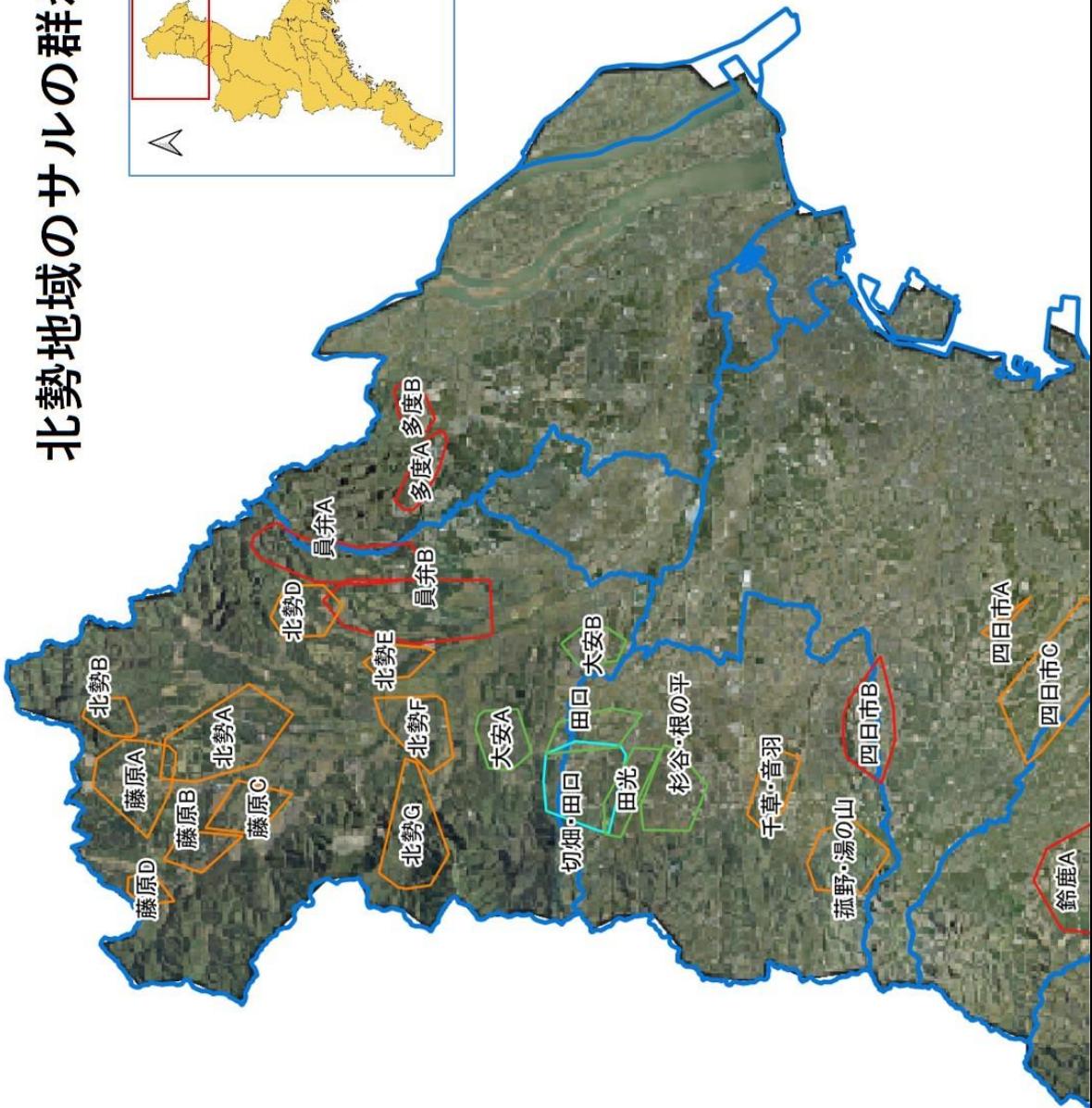
三重県全体のサルの群れ



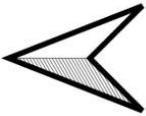
行動域と加害レベル	
■	加害レベル不明
□	加害レベル1
■	加害レベル2
□	加害レベル3
□	加害レベル4
□	加害レベル5



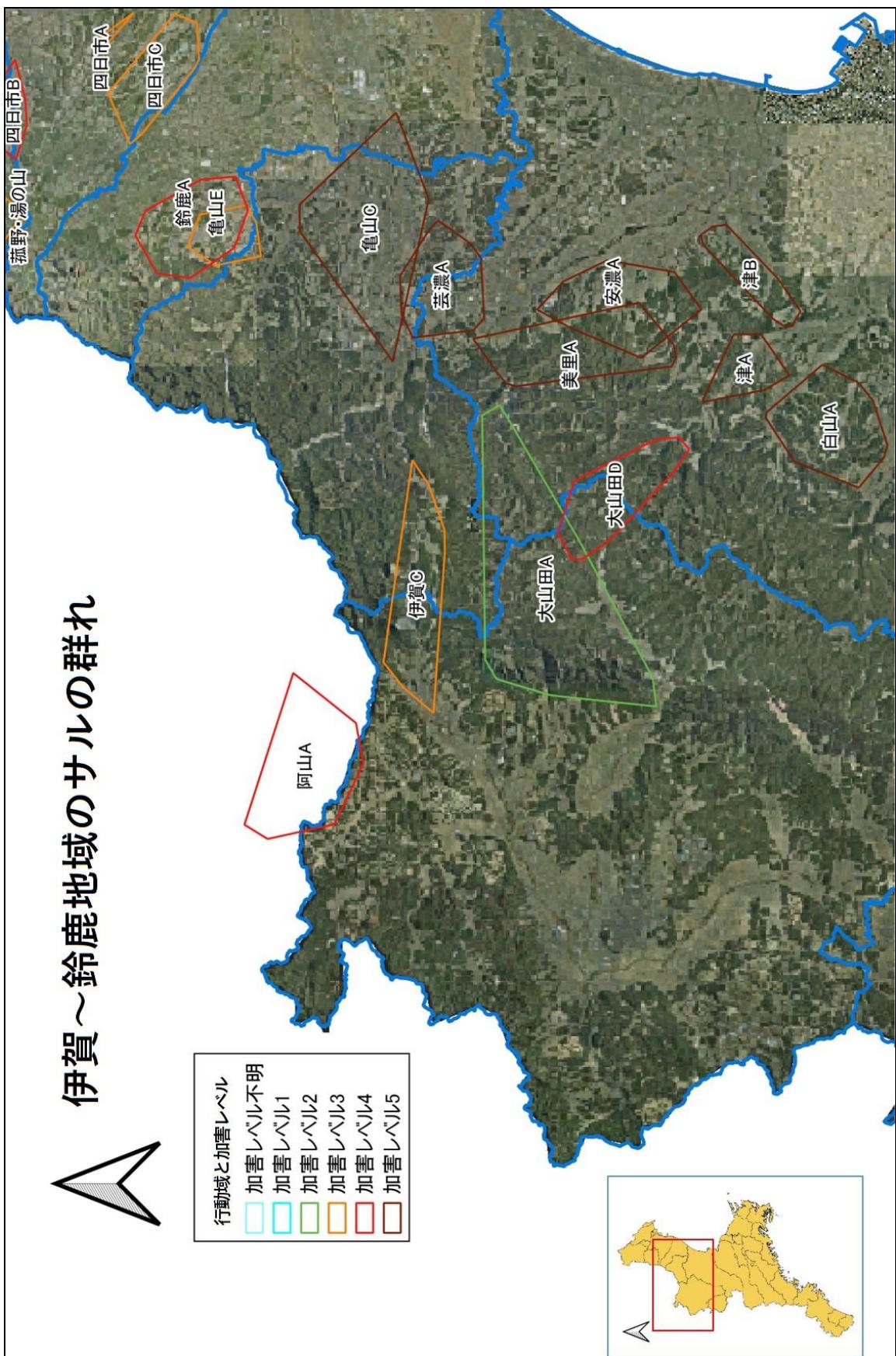
北勢地域のサルの群れ

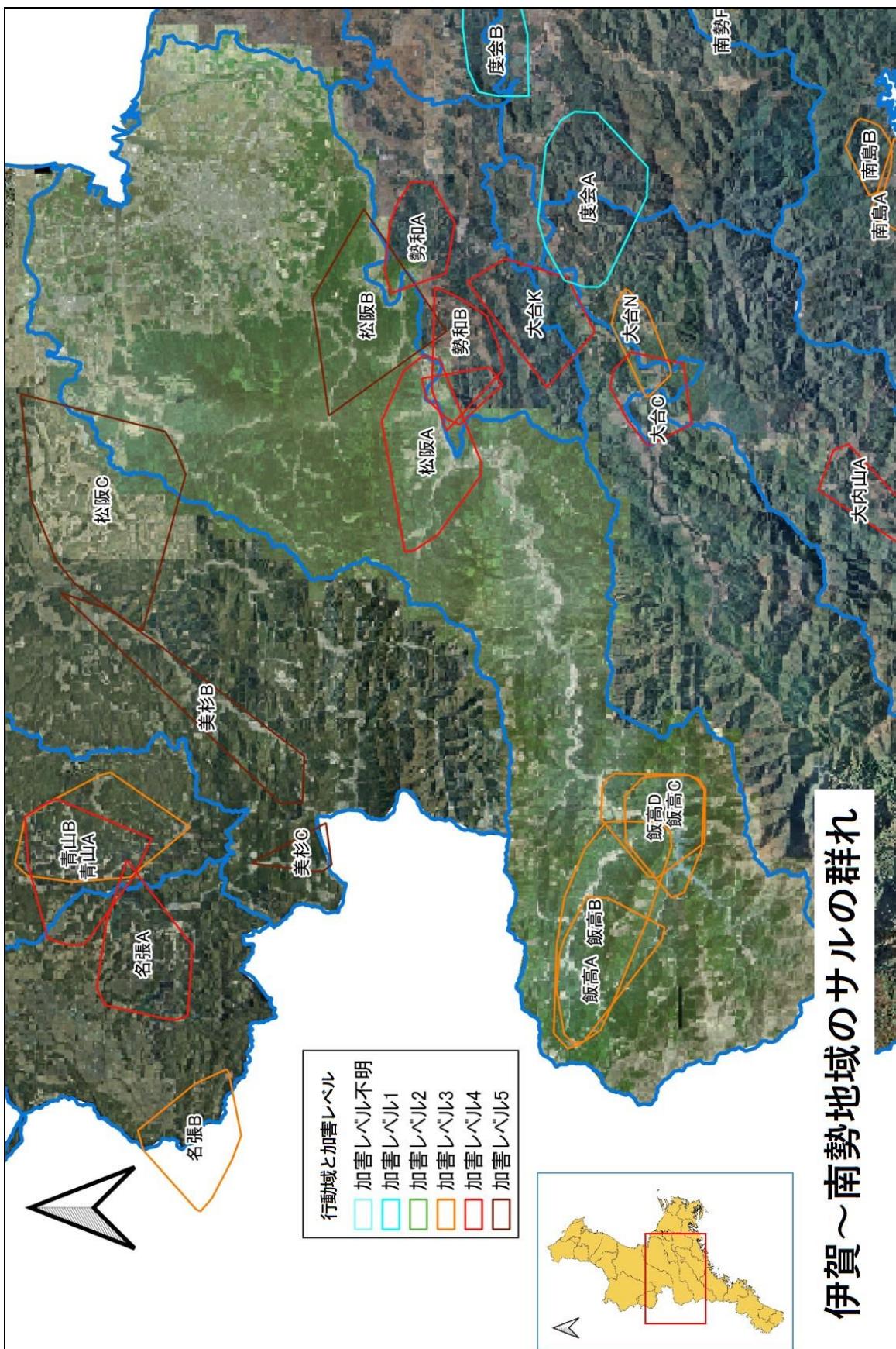


伊賀～鈴鹿地域のサルの群れ

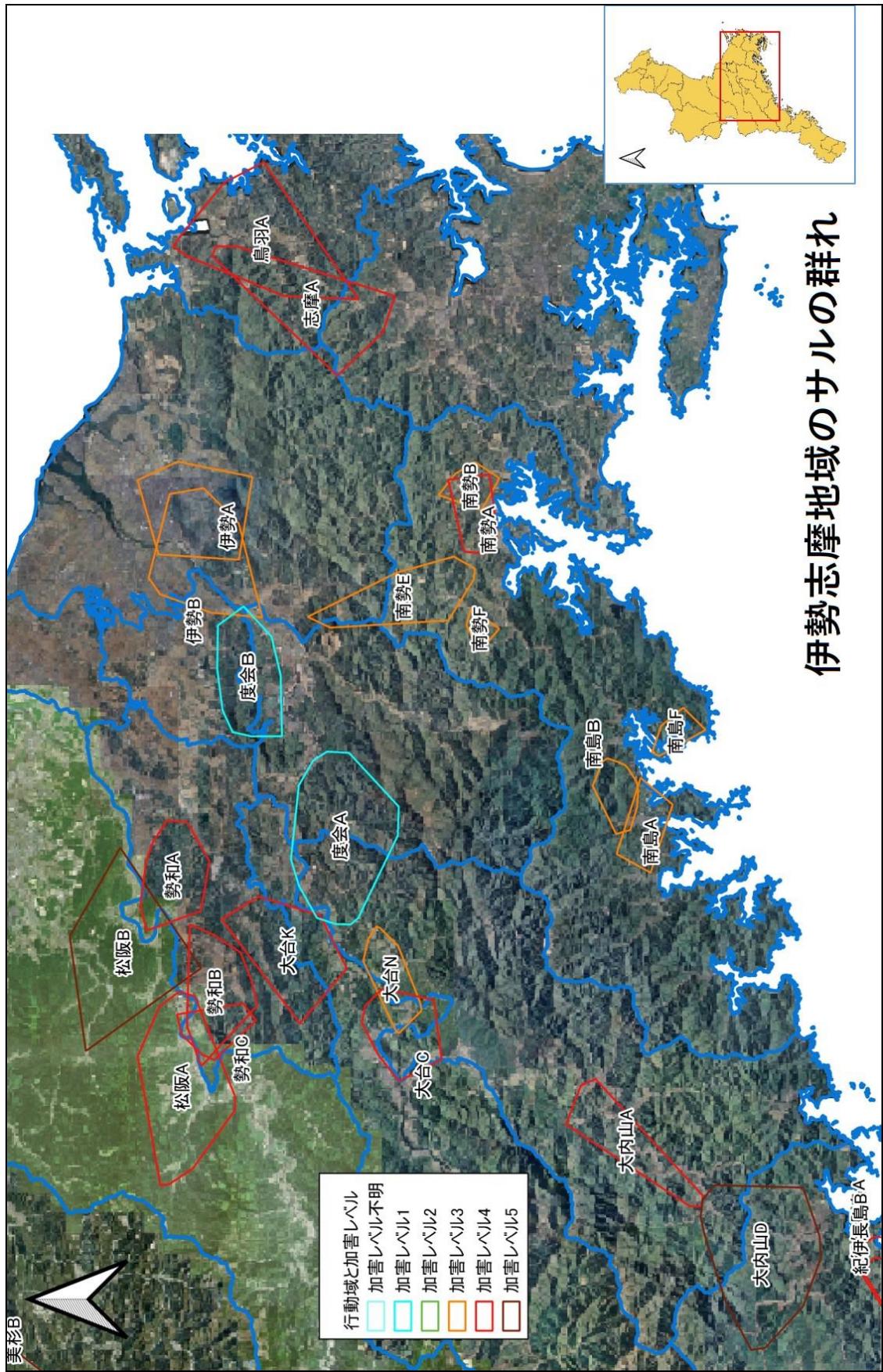


行動域と加害レベル	
□	加害レベル不明
□	加害レベル1
□	加害レベル2
□	加害レベル3
□	加害レベル4
□	加害レベル5

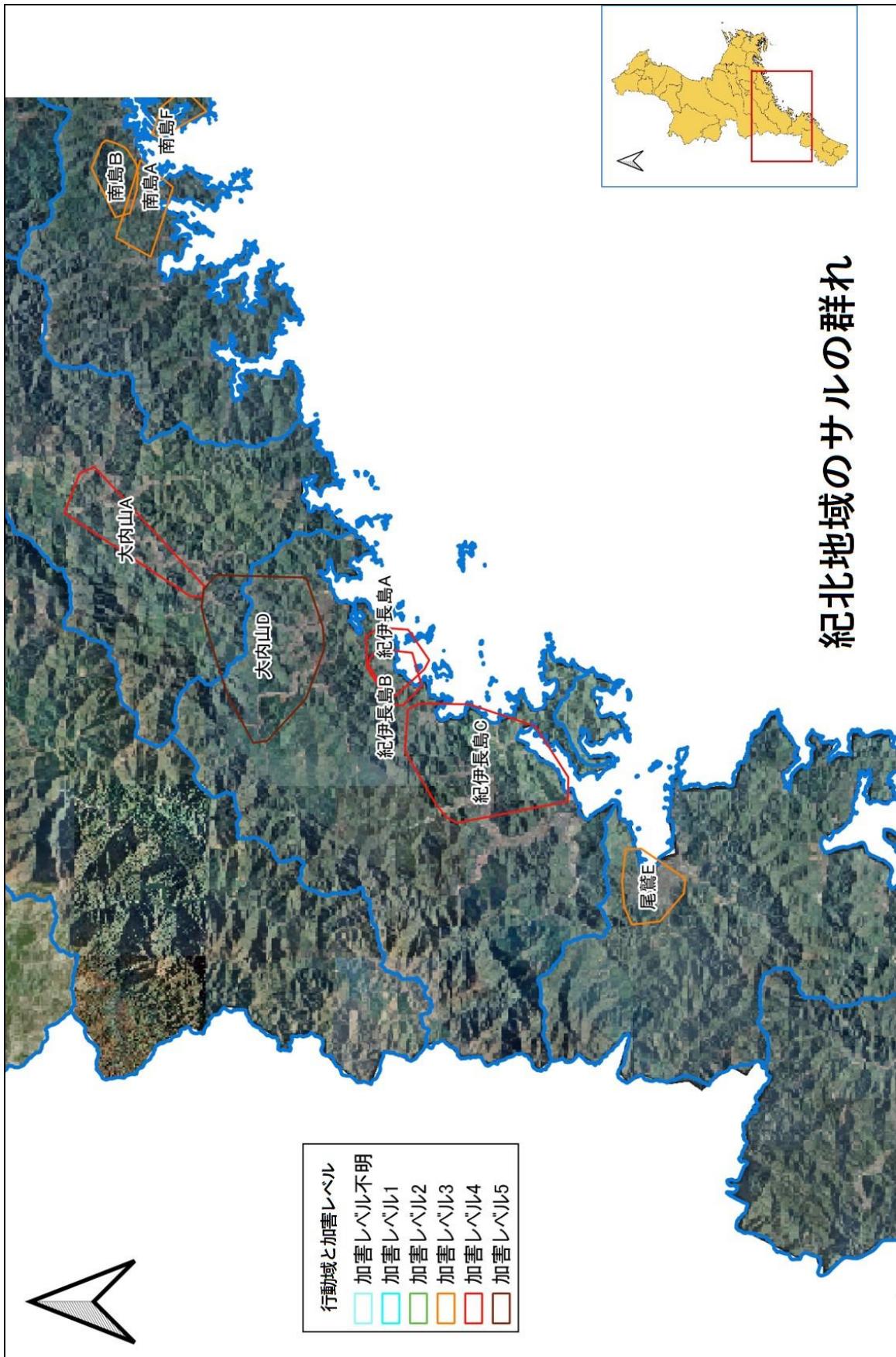




伊勢志摩地域のサルの群れ



紀北地域のサルの群れ



紀南地域のサルの群れ

